（様式２）

資料No. 7

戸塚区連合町内会自治会連絡会1月定例会
議　題　説　明　書

戸塚区高齢・障害支援課

議題名：	『横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区アクションプラン』の素案に関する区民意見募集について

【内容】

戸塚区では、平成29年度（平成30年３月）に「団塊の世代」が75歳以上となる2025年に向けた戸塚区の中長期的な取組方針として、『横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針』を策定しました。

『第８期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画』が策定（令和３年３月）されたことに伴い内容を見直し、改定を行うための「素案」を作成しました。また、具体的な取組や目標値を盛り込むこと等から、『横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区アクションプラン』へ名称を変更しています。

このたび、この素案について、区民のみなさまから広くご意見を伺うため、意見募集を行います。

意見募集の結果等を踏まえ、令和４年３月末までに改定を完了させる予定です。

【例年あげている議題か？】

前回の『戸塚区行動指針』策定時にも素案に関する区民意見募集についてご説明しておりますが、今回の改定に係るご説明は初めてとなります。

【何をすればいいのか？】【いつから（いつまでに）すればいいのか？】

意見募集の実施についてご承知いただくとともに、素案について、区民のみなさまからご意見をお待ちしております。なお、素案については区ホームページに掲載しております。

※意見募集の期間は、令和４年１月18日（火）から２月18日（金）までです。

※ご意見は横浜市電子申請システム・eメール・FAXにより受付けます。

【その他、注意することなど】

問合せ先 高齢・障害支援課

担当部署 高齢者支援担当

担当者名 池田・小田

TEL　866-8439　　FAX　881-1755

戸塚区連合町内会自治会連絡会説明資料
令　和　４　年　１　月　１８　日
戸塚区高齢・障害支援課

『横浜型地域包括ケアシステム※の構築に向けた戸塚区アクションプラン』の素案に関する区民意見募集について

戸塚区では、平成29年度（平成30年３月）に「団塊の世代」が75歳以上となる2025年に向けた戸塚区の中長期的な取組方針として、『横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針』を策定しました。

『第８期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画』が策定（令和３年３月）されたことに伴い内容を見直し、改定を行うための「素案」を作成しました。また、具体的な取組や目標値を盛り込むこと等から、『横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区アクションプラン（以下、「区アクションプラン」という）』へ名称を変更しています。

このたび、この素案について、区民のみなさまから広くご意見を伺うため、意見募集を行います。

意見募集の結果等を踏まえ、令和４年３月末までに改定を完了させる予定です。

※横浜型地域包括ケアシステム
横浜市域において「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」が一体的に提供される、包括的な支援・サービスの提供体制のことで、「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します。

１　意見募集について

(1) 意見募集期間
令和４年１月18日（火）から２月18日（金）まで

(2) 区アクションプラン（素案）の閲覧について
素案については、区ホームページをご覧ください。
戸塚区アクションプラン で 検索
URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/fukushi_kaigo/koreisha_kaigo/torikumi/houkatu_action-plan.html

(3) 意見受付方法

【方法１】横浜市電子申請システムからお送りください。

①区ホームページからアクセスしてください。
戸塚区アクションプラン で 検索
URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/fukushi_kaigo/koreisha_kaigo/torikumi/houkatu_action-plan.html
又は②スマートフォン等により右記QRコードからアクセスしてください。

【方法２】ｅメール・ＦＡＸでも受付けております。

・ｅメールアドレス：to-chiikihokatsu@city.yokohama.jp
・ＦＡＸ番号: ０４５－８８１－１７５５

裏面あり

2　戸塚区における地域包括ケアシステム構築に向けた取組イメージ

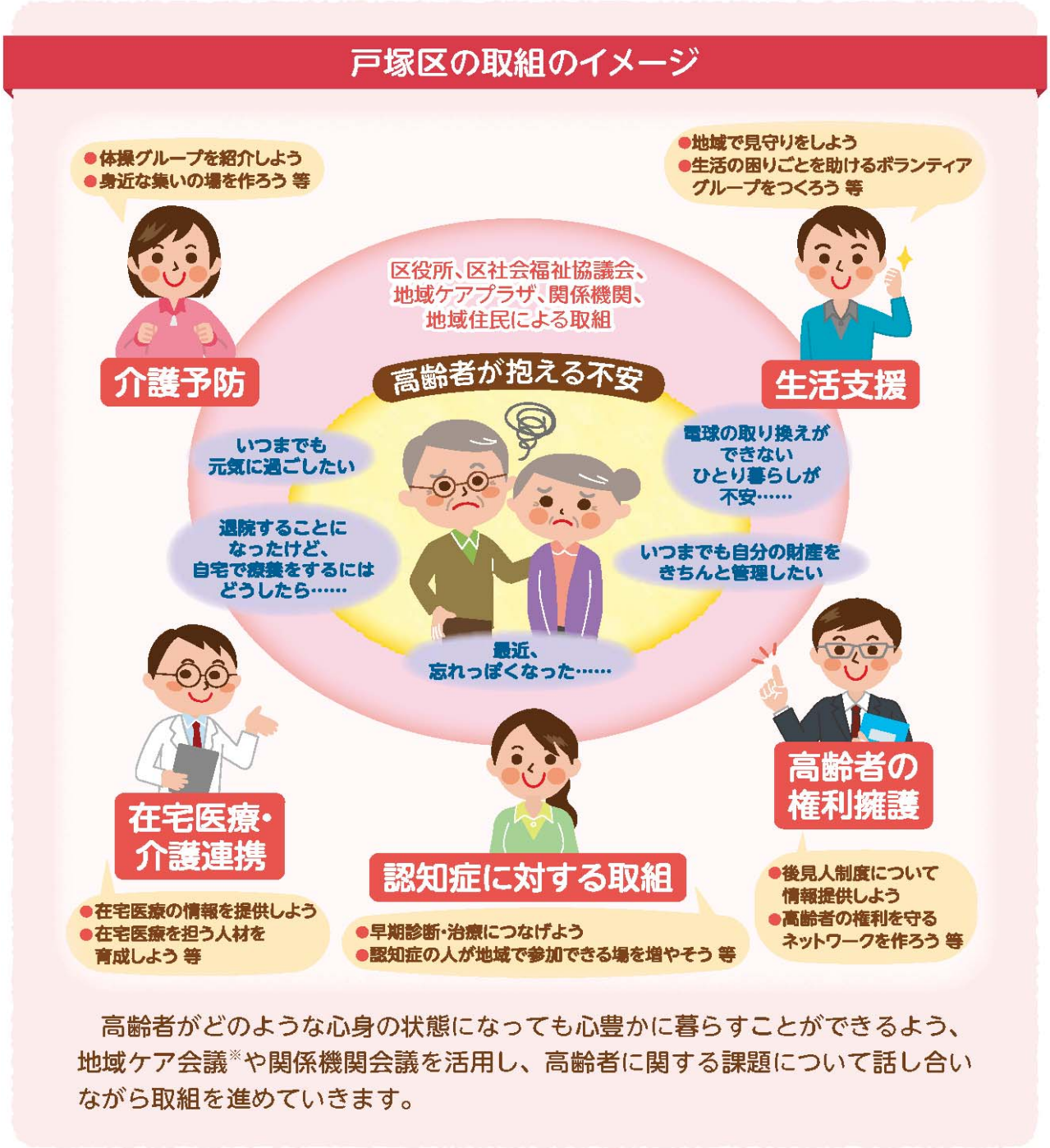

3　添付資料

（参考資料）横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区アクションプラン（素案）より抜粋

【担当】　戸塚区高齢・障害支援課　高齢者支援担当
池田・小田
電話：045-866-8439　FAX：045-881-1755
メールアドレス：to-chiikihokatsu@city.yokohama.jp

《参考資料》
※『横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区アクションプラン』（素案）より抜粋

1　「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区アクションプラン」とは

(1) 地域包括ケアシステム

「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年には、要介護認定者や認知症高齢者がさらに増えることが見込まれています。

また、医療・介護従事者の人材不足や、社会保障費の急増が懸念され、これらの問題に対処することが喫緊の課題となっています。

こうした状況のなか、戸塚区では、高齢者がお住まいの地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」が切れ目なく提供される地域づくり（地域包括ケアシステムの構築）を推進しています。

(2) アクションプランの策定

ア　目的

地域包括ケアシステムの構築に向けて、横浜市が市域においてどのように取り組んでいくのか、その考え方をわかりやすく示すため、平成 29 年３月に「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針」が策定されました。

戸塚区では、市の行動指針の内容を踏まえ、区役所、区社会福祉協議会※1、地域ケアプラザ※2及び関係機関等が、区域における地域包括ケアシステムの目指す方向性を理解し共有することを目的として、平成 30 年３月に「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針（以下、行動指針）」を策定しました。

行動指針は、横浜市の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下、高健計画）」を補足するものとして位置付けられており、計画を踏まえた内容とする必要があるため、高健計画策定の翌年度に見直し・改訂を行うこととしています。

また、第８期高健計画策定に合わせた改定にあたり、各区での具体的な取組や目標値を盛り込むこと等に伴い、「行動指針」から「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区アクションプラン（以下、アクションプラン）」へ名称が変更となりました。

	高健計画	アクションプラン
考え方	本市の地域包括ケアの目指すべき姿を具体化し、中長期的な戦略を示す。	日常生活圏域ごとの特性や課題を踏まえ、区ごとの中長期的な戦略を示す。
位置付け	法定計画　老人福祉法第 20 条の８ 介護保険法第 177 条	高健計画を補足する任意計画
期間	８期は 2021 年～2023 年 ３年ごとに策定	2025 年まで 高健計画策定の翌年度に見直し

イ　構成

区の特色と課題を踏まえ、現状と課題、2025 年までのあるべき姿、実現に向けた方向性と取組及び評価指標を示しています。なお、実現に向けた方向性と取組については、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザが推進役となり、関係機関等と連携して実施する内容を記載しています。

〈戸塚区地域包括ケアシステムの構築における関係機関等〉

団体	自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、保健活動推進員会、食生活等改善推進員会、老人クラブ、ボランティア団体　等
医療・介護関係機関法人	医師会、歯科医師会、薬剤師会、在宅医療相談室、各種医療・介護関係連絡会、医療機関、NPO 法人、社会福祉法人、居宅介護支援事業者、介護サービス提供事業者、大学、民間企業、商店　等
個人	地域住民の皆様　等

⑶ 戸塚区地域福祉保健計画「とつかハートプラン」（以下、ハートプラン）との関係

ハートプランの「誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」という基本理念については、アクションプランも同じです。ハートプランでは地域の全ての世代の住民を対象としている一方、アクションプランでは、2025 年を目途に、主に高齢者を対象とし、年齢を重ねても地域で自分らしい日常生活を送れる体制づくりを進めるものである点が特徴です。

特に住民主体で行う取組については、ハートプランにおいて既に取り組んでいる、高齢者を対象とした様々な取組と連動させながら、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

これまでハートプランの策定・推進により築いてきた、地域との信頼関係や、様々な地域福祉保健活動等の財産を生かしながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めることで、地域活動が活性化し、両者の充実が図られることを目指します。

「戸塚区アクションプラン」と「とつかハートプラン」の関係

	対象者	期間	目的
戸塚区アクションプラン	高齢者	2025 年を目途に構築	高齢者がいつまでも地域で自分らしい生活を送ることができる体制づくり※
とつかハートプラン	全ての世代	永続的（５年毎に見直し）	誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現

※地域包括ケアシステムの目的を実現することが、とつかハートプランの目的の実現にもつながるという意味で、目指すべき姿は同一と考えます。

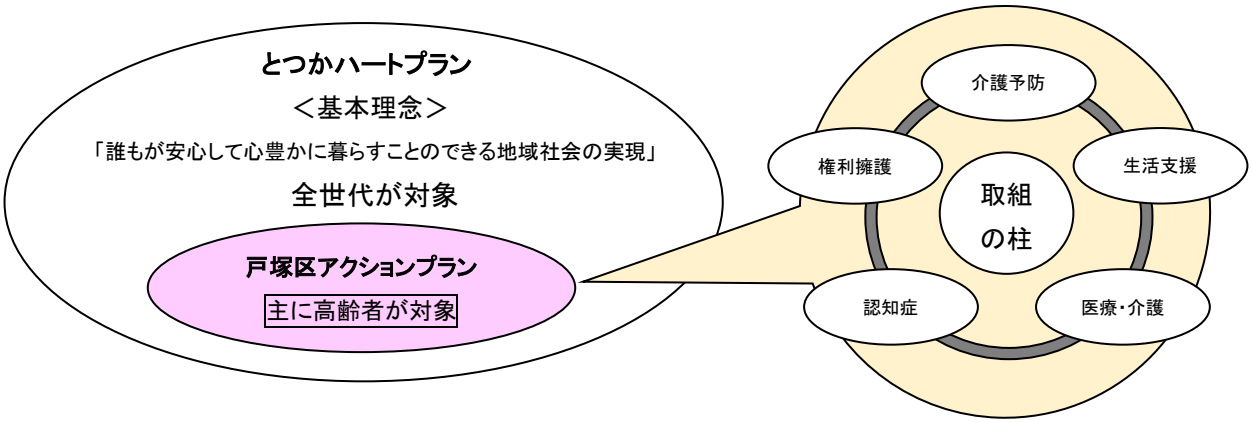

【用語解説】

■区社会福祉協議会（※１）

民間・ボランティア・福祉事業者・福祉関係者などが、地域社会を構成する一員として相互に協力して、地域福祉の推進を行う社会福祉法 109 条に基づく民間団体です。全ての人の権利が守られ、地域社会の中で安心できる暮らしが実現できるよう取り組んでいます。

■地域ケアプラザ（※２）

子ども、高齢者、障害のある人など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行っている、横浜市独自の施設です。戸塚区には 11 箇所の地域ケアプラザがあります。